変更した事項
位置
所在地　大分県大分港（新日鐵住金主原料シーバース北東端）
北緯　三三―一六―二二
東経　一三一―三七―五九
記事　一　附属施設　副灯三個
(一)　灯質　モールス符号白光（・―・）毎八秒に一U
(二)　設置場所、光度及び光達距離　本灯の南西方約一四〇メートル実効光度九二カンデラ光達距離五・〇海里、本灯の南西方約一七〇メートル実効光度九二カンデラ光達距離五・〇海里、本灯の南西方約一・二キロメートル実効光度一、〇〇〇カンデラ光達距離一〇海里
(三)　高さ　平均水面上から灯火まで一二メートル
(四)　記事　副灯三個は、本灯に同期している。
二　新日鐵住金株式会社大分製鐵所管理

変更年月日　平成二十九年一月二十三日

名称　春立港南外防波堤灯台
位置
所在地　北海道静内郡新ひだか町（春立港南防波堤外端）
北緯　四二―一六―〇九
東経　一四二―二八―五二
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里

変更年月日　平成二十九年一月二十四日

名称　浜田漁港西沖防波堤灯台
位置
所在地　島根県浜田港（浜田漁港西沖防波堤外端）
北緯　三四―五三―三六
東経　一三二―〇三―二一
変更した事項
光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル

変更年月日　平成二十九年一月二十五日

名称　釜石港湾口北防波堤灯台
位置
所在地　岩手県釜石港（湾口北防波堤外端）
北緯　三九―一五―三二
東経　一四一―五五―五四
変更した事項
位置　岩手県釜石港（湾口北防波堤外端）
北緯　三九―一五―三三
東経　一四一―五五―五四
光達距離　実効光度三九〇カンデラ
高さ　七・五海里

変更年月日　平成二十九年一月三十日

記事　一時名称等変更中のところ位置等変更のうえ復旧

名称　釧路港東区南外防波堤西灯台
位置
所在地　北海道釧路港東区（南外防波堤西端）
北緯　四二―五八―四一
東経　一四四―二〇―五八
変更した事項
位置
所在地　北海道釧路港東区（南外防波堤西端）
北緯　四二―五八―四一
東経　一四四―二〇―五九
記事　補正

変更年月日　平成二十九年一月三十一日

地上から構造物の頂部まで一五メートル　平均水面上から灯火まで二三メートル

名称　知人礁灯標
位置
所在地　釧路埼灯台（北海道釧路市）の南南西方約一・〇キロメートル
北緯　四二―五七―四〇
東経　一四四―二二―〇七
変更した事項
位置
所在地　釧路埼灯台（北海道釧路市）の南南西方約一・〇キロメートル
北緯　四二―五七―三九
東経　一四四―二二―〇八
記事　補正

変更年月日　平成二十九年一月二十七日

名称　釧路港東区南外防波堤西灯台
位置
所在地　北海道釧路港東区（南外防波堤西端）
北緯　四二―五八―四一
東経　一四四―二〇―五八
変更した事項
位置
所在地　北海道釧路港東区（南外防波堤西端）
北緯　四二―五八―四一
東経　一四四―二〇―五九
記事　補正

変更年月日　平成二十九年一月二十八日

一時名称等変更中のところ位置等変更のうえ復旧

○防衛省告示第十八号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年二月二十二日　防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十九年三月一日から同年四月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒
(イ)　北緯四一度二〇分〇〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四一度二〇分〇〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒
(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒
(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十九号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年二月二十二日　防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十九年三月一日から同年四月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒
(イ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年二月二十二日　防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十九年三月一日から同年四月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒
(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒